

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（附則第七十二条関係）

改正案	現行
<p>（特定社債に関する商法等の準用等） 第百十三条（略）</p> <p>2 特定目的会社が発行する特定社債は、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。</p> <p>3（略）</p>	<p>（特定社債に関する商法等の準用等） 第百十三条（略）</p> <p>2 特定目的会社が発行する特定社債は、担保附社債信託法、<u>社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）</u>その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。</p> <p>3（略）</p>